

介護業務改善総合相談センター開設・運營業務委託
企画提案競技審査基準

1 目的

この基準は、「介護業務改善総合相談センター開設・運營業務委託」について、企画提案競技により提出された企画提案書の審査に関し必要な事項を定める。

2 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、別表「企画提案競技審査票」のとおりとする。
- (2) 各委員の評点は100点満点とする。
- (3) 審査委員は審査項目ごとに5段階で評点を付すこととし、各委員の評点は評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて得た点数とする。ただし、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については、事務局において評点を算出する。
- (4) 各委員の評点を合計し、審査委員数で除して得た点数を企画提案者の評点とする。

3 評点基準

評点基準は以下のとおりとする。

5段階評価	評価基準
5	提案内容が特に優れている
4	提案内容が優れている
3	提案内容が普通である
2	提案内容がやや劣っている
1	提案内容が劣っている

4 重要度に応じて乗じる係数

次の観点により、評価項目ごとに以下のとおり設定する。

乗じる係数	観点
2	重要度が高い項目
1	上記以外の項目

企画提案競技審査票

審査の項目	評価の観点	5段階評価	乗じる係数	配点
基本事項	小計 15			
目的達成のための考え方	・業務目的を達成するためにセンター運営において重視すべきポイントが適切であり、記載されているか。	5	2	10
介護分野への理解度	・介護分野に対する十分な理解度があるか。	5	1	5
業務遂行能力	小計 15			
実施体制	・本業務を円滑に遂行できる体制を有しているか。	5	2	10
類似業務の受託実績	・過去に類似の業務内容の受託実績があり、一定の成果を上げているか。	5	1	5
提案内容の具体性・有効性	小計 55			
業務改善推進会議の開催	・より良い会議を運営するために有益な知見、ノウハウを有しているか。	5	1	5
介護ロボット等の導入に係る相談対応	・介護ロボット等に関する基本的な知見、ノウハウを有しているか。 ・介護サービス事業者が容易に相談できる環境を整備するための具体的な提案があるか。	5	2	10
専門家による伴走型支援	・専門家を具体的に提案しているか。 ・提案された専門家は伴走型支援を行うために有益な知見、ノウハウを有しているか。	5	2	10
介護ロボットの試用貸出し	・介護ロボット事業者等とのネットワークを有しているか。	5	1	5
介護ロボット・ICT人材の育成のための研修会・講演会の開催	・研修会・講演会の内容は介護ロボット・ICT人材の育成に有益な内容か。 ・講師を具体的に提案しているか。 ・提案された講師は介護ロボット・ICT人材を育成するために有益な知見、ノウハウを有しているか。	5	1	5
先進的な取組を行うモデル事業所見学会の開催	・モデル事業所見学会の内容は先進事例を他事業所に展開するために有益な内容か。 ・モデル事業所を具体的に提案しているか。 ・提案されたモデル事業所は、地域のロールモデルとしてふさわしい取組を行っているか。	5	1	5
生産性向上に関連する情報の収集・提供及びネットワークの構築	・連携を図る関係機関を具体的に提案しているか。 ・介護サービス事業者が関連する情報に容易にアクセスできる体制を整備するための具体的な提案があるか。	5	1	5
センターの普及啓発	・より多くの介護サービス事業者にセンター事業を周知できる内容を提案しているか。	5	1	5
独自提案等	・業務目的を達成するために有益な独自提案か。 ・その他、特別に考慮できる加点要素があるか。	5	1	5
経費	小計 5			
見積書	・見積金額の妥当性を示せるか。	5	1	5
その他	小計 10			
賃金水準の向上	・配点表1により、事務局評価	5	1	5
女性の活躍推進	・配点表2により、事務局評価	5	1	5
			合計	100

配点表 1 (賃金水準の向上)

大区分	設定区分		配点
	小区分		
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上		3
	2. 00%以上		4
	3. 00%以上		5

配点表 2 (女性の活躍推進)

大区分	設定区分		配点	
	小区分			
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業に限る	女活法 ※3	各0.25	最大0.5
えるぼしチャレンジ企業認定※2		次世代法 ※3		
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1	最大3
		プラチナえるぼし	1.5	
	次世代法 ※3	くるみん	2	
		プラチナくるみん	1.5	
若者雇用促進法 ※3	ユースエール	2	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各0.5	最大1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			
合計				5

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点(各評価項目5点、合計10点)により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度(JV)又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数(小数点以下第1位を四捨五入)により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式)」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)
 次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)